

## 持分払戻請求のお手続きについて

持分払戻請求のお手続きにあたって、ご準備いただきたい書類は下記の通りです。  
下記の全て書類の提出が必要になりますのでご注意ください。

	書類名	入手先	チェック
①	<b>持分払戻請求書</b> ・持分払戻請求者が自署・押印（実印）してください。	当組合	<input type="checkbox"/>
②	<b>出資金相続手続依頼書</b> ・相続人さま全員がそれぞれ自署・押印（実印）してください。  ※出資金相続手続依頼書の代表相続人以外の相続人の自署・押印に代えて、代表相続人以外の相続人さま全員の「相続分のない証明書」または、組合に対する持分について記載された遺産分割協議書の写しをご提出いただいても結構です。	当組合	<input type="checkbox"/>
③	<b>お亡くなりになった方（被相続人さま）の戸籍（除籍）謄本の写し</b> （死亡された方のお生まれの時から亡くなられた時まで続いている謄本） ・発行より1年以内のもの ※戸籍（除籍）謄本に代えて、法務局発行の認証文付「法定相続情報一覧図」（申出日より1年以内のもの）もお取り扱いできます。	市区町村 役場	<input type="checkbox"/>
④	<b>すべての相続人さまの印鑑証明書の写し</b> （発行から6ヵ月以内のもの）	市区町村 役場	<input type="checkbox"/>
⑤	<b>持分払戻請求者さまの本人確認書類</b> ・運転免許証または保険証等の写し		<input type="checkbox"/>

お預かりする個人情報は、ご本人様確認の資料として利用させていただくものであり、それ以外の目的で利用することはありません。